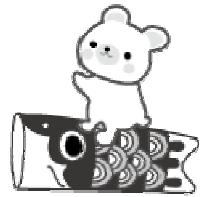


～もう一度選挙に行きたい！を実現しよう～

通信7号
2012. 5. 9

“成年被後見人に選挙権の回復を”

通信7号 主なメニュー： <東京訴訟、第五回裁判の報告>
リレートーク 2つ【提訴から1年…に思う】
京都訴訟 提訴1周年集会 ご案内



<東京訴訟、第五回裁判の報告>



~~~~~ 東京地裁 第五回口頭弁論

平成24年4月12日(木) 11時～

~~~~~ 一般傍聴席91席を求めて並んだ方は約60名。開廷時には8～9割近く埋まりましたが、今回は100名超を目指そう! ~~~~

- 前回から本日まで： 原告の準備書面を3月末提出(国への反論含め今までの集大成といえる意見書)。第5回法廷での意見陳述を申し入れたが、却下された。
 - 法廷の様子： 裁判長から、原告、被告の両者の主張がほぼ出揃ったとして、争点整理を意図する質問がなされた。主には【平成17年大法廷判決】(在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件での違憲判決 下記☑参照)を論点の枠組みとしていいかどうかの確認。つまり、選挙権の制限は、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない、ということでもいいか・・・30分程のやりとりの中で、国への宿題が出された。原告からは改めて【平成17年大法廷判決】を持ち出す以前に、選挙権を有することについて国が能力を要件とすべきではない、という主張が大前提にあることを強く述べた。最後に、裁判長から、裁判が終盤に向かっていることが話された。
- 次回期日は7/19(木) 13時半～ 103号法廷 (午後になりましたのでご注意ください)



【平成17年大法廷判決】って何？

(正式名称は、在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件)

在外日本人には選挙権は有り。
選挙権の行使の剥奪があったのです。

日本国外に在住する在外国民が国政選挙における選挙権の行使について、その全部または一部を認めないことが違憲である等として、当時の公職選挙法の違憲確認等と損害賠償を求めた日本における訴訟である。平成17年9月14日最高裁判所大法廷は、違憲判決を言い渡し、原告らに対して、衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙、参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙において、在外選挙人名簿に登録されていることに基づいて投票をすることができることを確認するとともに、被告に対し5,000円及び遅延損害金の賠償を命じた。

その理由として最高裁は、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることを別として、国民の選挙権またはその行使について、その制限は原則として許されないものとし、例外的に制限するには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないとし、その上で、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる事由でない限り、制限は認められないとした。憲法15条1項及び、3項、43条1項並びに44条ただし書きに係わる事案につき厳格な審査態度を表明したのです。



裁判後の報告会より

弁護士会館にて

司会 竜田香子



原告と弁護団より、口頭弁論の補足説明など

さいたま地裁(2/15)で行なった意見陳述のプレゼンを再現していただきました。

原告が提出した準備書面の内容を、わかりやすく説明したプレゼンテーション

概要 被後見人の選挙権を奪う公職選挙法の規定は違憲だと改めて主張！

すべて人は尊厳ある存在で、それは参政権で実現される。「成年者」であれば選挙権の制約は許さない、と宣言したのが憲法15条3項なのです。能力を理由に制約するなど、普通選挙を明文として保障する憲法の歴史が許すものではないのです。では、もし制約されるとどうなるのでしょうか。民主主義そのものが機能しなくなります。特に声をあげにくい立場の人たちにとって選挙権は重要です。平成17年大法廷判決も、選挙権の制約は「やむを得ないと認められる事由」がなければならぬとして厳格に審査しています。では、公職選挙法11条1項1号の立法目的は「やむを得ないと認められる事由」といえるでしょうか。いえ、言えません。〜〜〜※その理由を段階的に、大変わかりやすく見事に説明しているプレゼンテーションです。各地の勉強会で是非使いたいと思いました。

国へだされた宿題は、以下の3つです。

国にとって 難題です！



- ① 「能力のない人から選挙権を奪うことには、【17年判決】で言われた、やむを得ない事由があるのだ」というためには、それを実証する事実が必要です。
つまり、能力のない人に選挙権を行使させると、選挙の公正が害されるというなら、過去にこんな事例があった…「能力のない人に投票をさせた結果、本来選ばれるはずでなかった人が選ばれたり、選ばれるべきだった人が選ばれなくなった」…という事例を出しなさい。
- ② 仮に①があったとして、それが、成年後見制度で排除することでいいの？ 選挙の能力のない人と被後見人がぴったり一致するのか？ 説明しなさい。
- ③ 【17年判決】では、「自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることを別として」とあるが、それにあたるのか？ そこもきちんと説明しなさい。

これまで、憲法でもあまり議論されてこなかった問題です。

世界のいくつかの国では、能力に関係なく選挙権を認めています。仮に、抽象的に、選挙に一定の能力が必要であるとしても、その能力に基準が設けられなければいい加減な基準で選挙権を奪うことになります。つまり、いい加減に選挙権を奪われてしまう人も出てくるわけです。そんな危険な選挙権剥奪権限を国に与えない方がいいと思うのです。(ブログ杉浦ひとみの瞳より 抜粋)



このあと、原告側が用意する予定のもの

- ☆ 国に出された宿題の回答書面が提出(7月)されてきたら、それに対する反論を次回期日までに用意する。
- ☆ 今日の口頭弁論で主張したことは、裁判長に伝わったと思うが、整理して提出したほうが良いと感じている。
 - ・原告の主張は「選挙権はもともと能力うんぬんで制限できないものだ」、であることを強く述べた。
 - ・けれども、国の主張を受けて、仮に能力が必要というなら、どんな能力なのか？という疑問。
 - ・仮にその能力だとするなら、その能力が無いのは、成年被後見人であることですべて網羅しているのか？ などなど、階層的に、主張を重ねてきているということなのです。
- ☆ 外国の例について…国が、「アメリカのある州では能力で制限しているという例」を出してきている。こちら側では、能力なくても選挙権を認めている国の立法理由を調べて出す予定。(選挙権に能力は関係ない、あるいは、ある程度の能力は求めたいがその基準を定めることが不可能なので能力での制限はしない、等々)

全日本育成会からの報告

署名活動 41万1172人分 集まる

全国の育成会関係者および他の多くの団体の皆様の協力に心より感謝申し上げます。

3月26日、総務省大臣室において川端達夫総務大臣に直接届け、あわせて問題解決に向けた要望書を提出しました。

3月に国会請願（衆参両院に提出）

都道府県政令市育成会代表者の署名を付けて、衆参両院に公職選挙法の条項削除を求める国会請願を行いました。衆議院は民主党・初鹿明博議員、公明党・高木美智代議員、参議院は自民党・衛藤晟一議員をそれぞれ紹介議員として提出しています。

どちらも、積極的な発言は頂けていないそうです。裁判支援と同時に、立法府への一層の運動の必要性を感じます。

名兒耶清吉さん：

今回は、争点整理が裁判長の裁判指揮のもとで30分にわたって行われ、大変聴きごたえあるものでした。傍聴に来られなかった方は残念だったと思います。終盤に入ったとの発言もありましたので、次回は、是非満席にするよう、よろしくお願いいたします。

匠さん： みなさま、どうもありがとうございました。

（裁判報告は、以上です）

注目情報

<日本国憲法のもとでの(戦後の)憲法教科書において、はじめて、違憲説が2012年に登場するに至りました。> （以下、有斐閣「憲法I（第5版）」の541頁の注から抜粋）

「民法上の成年被後見人たることの一事を以て、個別の投票能力を判断することもなく一律全面的に選挙権を奪ってしまう上記公選法規は、違憲との譏りを免れ得ないであろう」

ハルトーク

no.3

【提訴から1年…に思う】

名兒耶 清吉

～もう一度選挙に行きたい(後見人の私としては、娘と妻と一緒に選挙に行きたい)～

この思いで裁判を起こしてから、既に1年と2ヶ月が経過し、東京地裁での公判も5回を数えました。

第5回の裁判では、被告(国)側の代理人に、初めて女性が入りました。

今までの男性の代理人は、裁判長の質問に、聞き取れないぐらいの小さな声で、「ええ」とか「まあ・・・」とかボソボソと呟いていましたが、今度の女性代理人はチャンと聞き取れるように明確に答えていました。但し言語は明瞭でしたが、内容は代わり映えのしないものでした。

裁判長から、「事理弁識能力に欠ける常況にある成年被後見人が選挙をして、どのような不具合があったのか立証するように」と「難問」を出されましたが、国側は「ハイ」とハッキリ返事をしました。どのような答えが返ってくるのか、大きな疑問と期待で次回公判(7月19日)を待っています。

第1回目と、この第5回目の裁判が、裁判長と被告側とのやりとりを聞いていて、スリルとサスペンスに満ちた緊迫感があった山場だと感じています。

原告「匠」の末の妹が、丁度二回とも運良く傍聴することができ、他のきょうだい達から「いいとこ取りばかりして」と羨ましがられていましたが、そのくらい、いい公判だったと思っています。

残念ながら、傍聴席が満席にならず、若干の空席が出来たようですが、次回は是非抽選になるぐらい押し掛けて来て頂きたいと、勝手ながらお願い致します。(ホソネをいうと、せっかく遠路態々応援に来て下さった方々が、抽選漏れで法廷に入れなことは、本当に申し訳ないと思うのですが、どうぞ懲りずにご支援を続けて頂くよう、お願い申し上げます。たとえ傍聴席に出ていなくとも、それだけの傍聴希望者があることで、裁判官には、やる気を出させ、被告側には無言の重圧となり、原告側には大きな希望と勇気を頂けます。)

“後見人をつけたら選挙に行っていた方のところに選挙はがきが来なくなった”
障がいがあるということで差別的な扱いを受けたりしていた方たちも、20才になれば有権者として一票を投ずることができるはずなのに、その選挙権が奪われる。こんなことが、実は成年後見制度開始（2000年）から起こっていた。10年我慢を続けた名兒耶匠さん、父親清吉さんがこの理不尽に勇気を持って立ち上がり、知っていながら声を上げなかった情けない弁護士たちが導かれるように全国各地で提訴した。何人かのセンスのいい国会議員が相次いで国会質問をし、大臣たちから「これはおかしい」という言質を取った。「法と良心」にだけ従う勇気のある裁判官がこの裁判に真っ向からぶつかってくれている（と信じたい）。そして、とうとう学者が「選挙権を奪うことは違憲のそしりを免れない」と本に書いた。ひとりの当事者がまた種にみんなが水をやってここまで来たが、実は多くの当事者・保護者らはもっと前からこの問題を指摘し“田を耕して”くれていた。今多くの支援者がこの裁判を力強く応援してくれている。

この戦いは、当事者の勇気と正義が、どんどん人の心を連鎖的に動かしていっていることがわかる。こうして私たちは、もっと多くの人に、能力にかかわらず一人一人が皆平等な主権者だと伝えていきたい。そして、そのことを日本の社会が承認したと世界に胸を張って発信したい。

成年後見 選挙権を考える会・近畿からの **ご案内**

＜成年被後見人選挙権回復京都訴訟 提訴1周年集会＞

日時 2012年6月24日（日）午後1時30分から
会場 ハートピア京都（京都府立総合社会福祉会館）
参加費 無料
内容 原告の訴え、法学者の講演ほか
共催 近畿手をつなぐ育成会連絡協議会（会長 久保厚子）

京都訴訟の問合せ先：
弁護士 民谷 渉 つくし法律事務所
京都市中京区御幸町通夷川上ル
松本町568番地 京歯協ビル3階
TEL075-241-2244 FAX075-241-1661
E-Mail : tamiya@tsukushilo.com

〔裁判の予定〕

| | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| さいたま訴訟 | 第六回口頭弁論 | さいたま地裁 105号法廷 9/19（水）11時～（10時半集合） |
| 東京訴訟 | 第六回口頭弁論 | 東京地裁 103号法廷 7/19（木）13時半（13時集合） |
| 京都訴訟 | 第五回口頭弁論 | 京都地裁 101号法廷 5/16（水）10時 |
| 札幌訴訟 | 第三回口頭弁論 | 札幌地裁 805号法廷 7/12（木）13時半～ |

後見選挙権訴訟に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護団 杉浦ひとみ（東京アドヴォカシー法律事務所）

TEL03-3816-2061 FAX03-3816-2063 sugiura@law.email.ne.jp

さいたまの裁判に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護団 関哉直人（五百蔵洋一法律事務所）

TEL03-5501-2151 FAX03-5501-2150 sekiya@nekonet.ne.jp

その他： 成年後見選挙権を考える会（通信等） 村山 園 090-9818-5353

sono0424@mx4.ttcn.ne.jp

『成年後見制度選挙権を考える会』のホームページもご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~seinenkoukensenyoken0201/>